

岐阜県における肥料価格高騰対策事業の申請事務について

令和5年3月

岐阜県農業再生協議会

本事業について、岐阜県農業再生協議会が事業実施主体となり、「岐阜県農業再生協議会 肥料価格高騰対策事業 業務方法書」に基づき実施するので、以下のとおり参考にしてください。

1 申請主体(取組実施者)

JAや肥料販売店等が「取組実施者」となり、5戸以上の参加農業者をとりまとめて申請してください。

新たに「農業者の組織する団体」の設立を考えている方は、市町村や地域再生協議会にお問い合わせください。

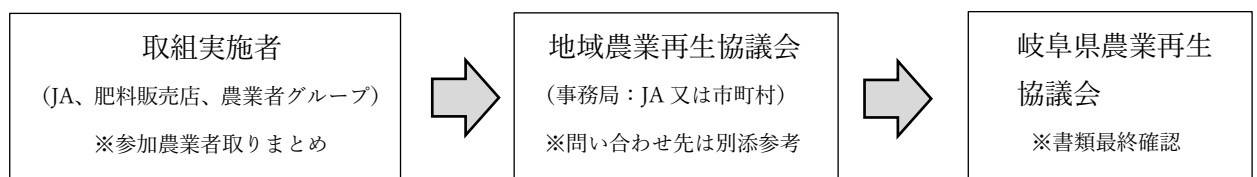
- ① 化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者のグループであること
〔農業協同組合、民間事業者（肥料販売店等）、その他農業者の組織する団体 等〕
- ② 新たに「農業者の組織する団体」を設立する場合
→ 組織運営に関する規定や代表者の定め、銀行口座が必要です。

2 申請方法

原則として、取組実施者は、その所在地（本店・支店）を所管する「地域農業再生協議会（事務局：市町村又はJA）」に提出してください。

※紙の書類は持参または郵送、データはCD-Rまたは電子メール等にて提出

<申請イメージ>



<留意事項>

- (1) 肥料販売業者の方で、県外に本社・本店があり、県内に支店がある場合は、その所在地の地域農業再生協議会に提出してください。県内に支店がない場合は、直接、県農業再生協議会（事務局：岐阜県農産園芸課）に提出してください。
- (2) 取組実施者の参加農業者が広域（8市町村以上等）になる場合は、申請方法について、県農業再生協議会（事務局：岐阜県農産園芸課）にご相談願います。

3 申請受付時期

「秋肥」、「春肥」の分割方式で行います

区分	申請開始時期	申請受付期限
秋肥	令和4年11月1日(火)	令和4年12月27日(火)
春肥	令和5年6月1日(木)	令和5年7月31日(月)

<留意事項>

- (1) 原則として、「秋肥」と「春肥」の申請は、時期と書類を分けて提出して頂きます。
- (2) 申請受付期限を過ぎた場合、受付できない場合がありますので、提出期限に間に合うよう余裕をもって申請してください。
- (3) 取組実施者は、取組計画書について、支援金額の変更を伴う重要な変更（参加農業者の追加等）が生じた場合は、変更手続きを行ってください。

4 申請時の提出書類

- (1) 提出媒体：紙及びデータファイル
- (2) 提出書類

書類名	様式名	参加農業者が準備
①取組計画書の承認申請書 ※データファイルも提出	岐阜県様式第1-1号 別添	
②参加農業者名簿 ※データファイルも提出 ※計算式は変更しないこと	岐阜県様式第1-2号	
③支援対象肥料確認書	岐阜県様式第1-3号	
④化学肥料低減計画書 ・取組の「○」、確約のチェックと 自署を確認	岐阜県様式第2号	○
⑤支援金算定根拠となる書類 ・肥料購入にかかる注文書及び請求書又は領収書	参考様式 (任意様式)	○
⑥振込口座登録書	業務方法書様式第1号	

※取組実施者が、参加農業者に整理番号を付与いただき、②と④の整合性を図った上で提出ください。

※④と⑤は、参加農業者ごとにクリップまたはダブルクリップ綴じし、参加農業者名簿の順番に並べて提出ください

※上記の書類以外にも、確認のための書類提出をお願いすることがあります。

5 申請にあたっての確認事項

【参加要件】

- 本事業の支援金は、販売農業者が対象です。必要に応じて、参加農業者の販売伝票等から、販売実績を確認してください。

【申請及び対応】

- 参加農業者が、複数の取組実施者に申請する場合は、④化学肥料低減計画書にその旨を記載いただき、重複申請がないようご指導ください。
- 取組実施者から参加農業者への支援金の振込手数料は補助対象外です。振込手数料の取扱いについて、あらかじめ参加農業者と調整してください。

【確認事項】

- 肥料法による登録/届出肥料のみ対象となります。自給堆肥は対象外です。
参考：③支援対象肥料確認書
- 参加農業者に対し、本事業支援金の対象肥料分に関する自治体等の助成金がある場合は、計算式に基づき調整が必要か確認をお願いします。
- 大口取引等による割引がある場合は、申請時に支援金から控除してください。
- 注文票等の日付により、秋肥分（令和4年6月～10月）、春肥分（令和4年11月～令和5年5月）に価格が決定した肥料であることを確認願います。
- 領収書等は必ず、購入先、購入日、購入者名、肥料の名称、数量、金額が分かる書類を添付願います。
- 領収書等がレシート等となる場合は、原本の提出をお願いします。
- 秋に使用する肥料は、本年又は翌年のどちらかのみしか対象にできません。

【報告書】

- 本事業の化学肥料低減計画は、令和5年度までの2年間の取組です。事業完了後の取組実績報告のほか、中間報告や取組実施状況報告もご協力をお願いします。

【証拠書類】

- 補助事業の交付額算定に用いた証拠書類（注文票、購入明細書、請求書（又は販売証明書）、納品書、領収書等）については、取組実施者及び参加農業者において5年間保管しておいてください。
- 実施報告時の検査に備え、参加農業者が化学肥料低減の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断結果、購入肥料の伝票、活動写真、業務日誌等）を5年間保管しておいてください。

【支援金の返還】

- 支払われた支援金に余剰が生じた場合や、本事業の実施要領や業務方法書等に違反している場合、支援金の全部又は一部について取組実施者に対して返還を求めることがあります。

6 申請後の提出書類

- (1) 提出媒体：紙及びデータファイル
- (2) 提出先：岐阜県農業再生協議会
- (3) 提出書類

書類名	様式名	参加農業者 が準備	提出期限
①中間評価報告書 ※データファイルで提出	岐阜県様式第7号		令和5年12 月27日
②取組実績報告書 ※データファイルで提出	岐阜県様式第4号 第1-1号 第1-2号		令和6年3 月15日
③取組実施状況報告書 ※紙及びデータファイルで 提出	岐阜県様式第5-1号 第5-2号		令和6年6 月28日
④化学肥料低減実施報告書 ※紙及びデータファイルで 提出	岐阜県様式第6号	○	令和6年6 月28日

(4) 証拠書類

参加農業者が化学肥料低減の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断結果、購入肥料の伝票、活動写真、業務日誌等）を整理いただき、5年間保管しておいてください。

(5) 抽出検査

取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかどうかの現地確認を行います。

7 お問い合わせ先

- (ア) 農業者の方は、申請を予定している最寄りのJA又は肥料販売業者、市町村又は地域再生協議会などにお問い合わせください。
- (イ) JA、市町村又は地域再生協議会は、最寄りの県農林事務所、又は岐阜県農業再生協議会（事務局：岐阜県農産園芸課）にお問い合わせください。